

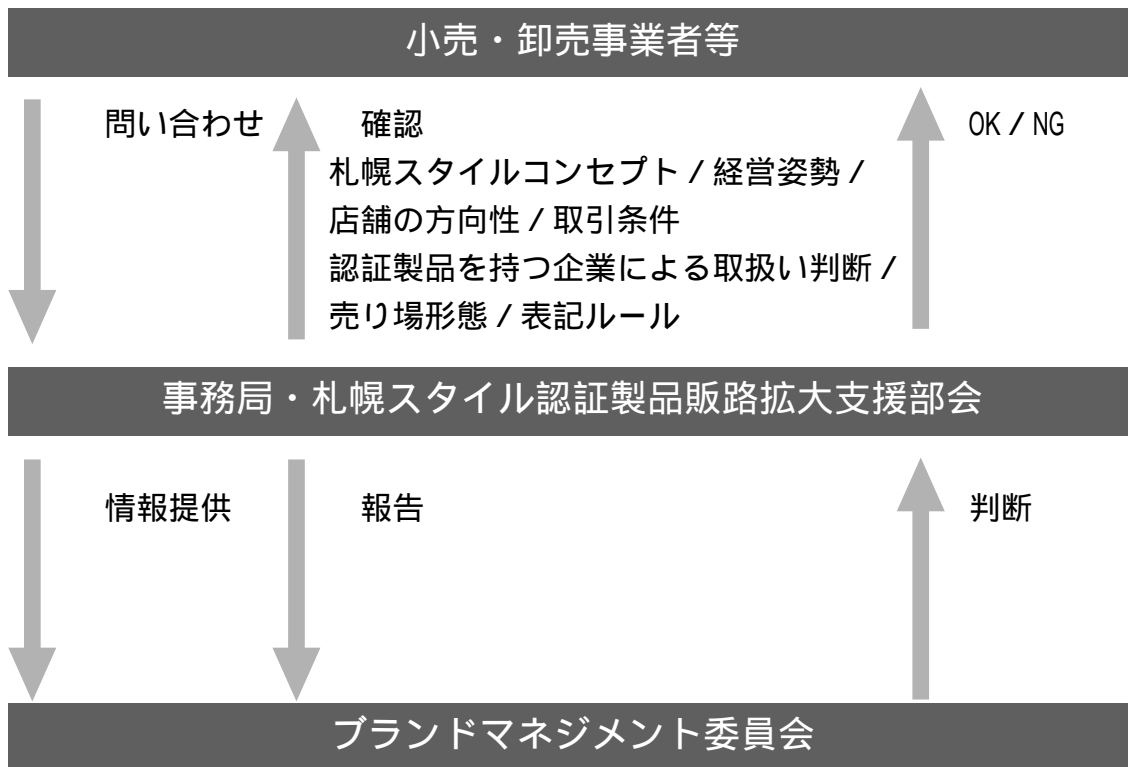
札幌スタイルコーナー設置判断基準

小売・卸売事業者等が札幌スタイルコーナーを設け、札幌スタイル認証製品を取り扱う場合は以下の条件を満たすこととする。

- 1 札幌スタイルのコンセプトを適切に理解していること。
また、札幌スタイル推進事業に協力する姿勢があること。
- 2 札幌スタイル認証製品の販売場所としての適性に合致していること。
- 3 当該店舗での取扱いについて、認証製品を持つ企業 5 社以上の同意が得られていること。
- 4 販売期間中、札幌スタイル認証製品が 3 製品以上展示販売されること。
- 5 札幌スタイル認証製品のみを取り扱うという売り場形態ではないこと。また、札幌スタイルコーナーとして、札幌スタイル認証製品群をそれ以外の製品と近接または並列して掲示・販売するときは、カテゴリーやコーナーを区分して、消費者が誤認しないための配慮をすること。
- 6 期間限定および常設販売など販売期間を問わず、店舗外表示（看板、広告等）、店舗内表示（POP 等）ともに、「札幌スタイルショップ」「札幌スタイル販売店」等、札幌スタイルの「オフィシャルショップ」との誤解を与える可能性のある表記をしていないこと。また、店舗の名称に「札幌スタイル」を使用していないこと。
ただし、「札幌スタイル認証製品取扱い中」「札幌スタイル認証製品販売中」「札幌スタイルコーナー」等の表記は認めるものとする。

上記基準を満たすと管理者が判断した場合、当該小売・卸売事業者等は札幌スタイルコーナーを設けて札幌スタイル認証製品を取り扱うことができる。

「札幌スタイルコーナー」設置判断の流れ



の結果、条件等が合わず話自体が終わるケースもあるし、個別製品での取り扱いとなるケースもある。その場合は 報告のみとなる。

委員多忙時、会議を直近で開催できないときの判断方法等としては別添報告様式にて委員持ち回りもしくはメール等での確認する等現実的な対応をとることとする。